

規制の事前評価書

法令案の名称：金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案

規制の名称：金融商品販売業者等の勧誘方針の公表に係る書面揭示規制

規制の区分：☐新設 ☒拡充 ☐緩和 ☐廃止

担当部署：金融庁企画市場局総務課調査室

評価実施時期：令和6年6月24日

1 規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

<法令案の要旨>

- 金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴い、顧客等の最善の利益を勘案しつつ、誠実かつ公正に業務を遂行すべき義務の規定の整備、インターネットを用いてファンド形態で出資を募り企業等に貸し付ける仕組みを取り扱う金融商品取引業者に係る規制の整備等の措置に関する細則を定める等、関係政令の規定の整備等を行う。

<規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

- 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律においては、金融商品販売業者等に対し、勧誘方針を定めたときは、政令で定める方法により、速やかにこれを公表しなければならないと義務付けており、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令においては、勧誘方針の公表の方法として本店又は主たる事務所等における掲示について規定している。
- 現行の規制は、金融商品販売業者等がインターネットにより金融商品販売業務を行わない場合、本店又は主たる事務所等といった特定の場所に国民等が赴くことを前提とするものであり、本規制により、これらの情報についてインターネットでの公表等の義務を課さなければ、将来的にも、特定の場所に赴かなければ国民等は必要な情報を確認できないという状況が継続するものと予測される。

<必要となる規制新設・拡充の内容>

- 国民等による必要な情報へのアクセスを確保するため、本店又は主たる事務所等といった特定の場所における書面揭示義務に加え、インターネット上での公表義務を金融商品販売業者等に課すこととする。
なお、小規模事業者等に対しては、インターネット公表義務を適用させないこととしている。
- 本規制は、デジタル技術の代替による対面・書面規制の見直しの基準を踏まえたものである。

2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

【新設・拡充】

<その他の規制手段の検討状況>

☒検討した ☐検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由）

- ・ 代替案として、金融商品販売業者等に対し、適用除外規定（小規模事業者等に対しては、インターネット公表義務を適用させないこととする規定）を設けることなく、勧誘方針に関する情報を自社ウェブサイト上で掲載することを義務付けることも考えられるが、金融商品販売業者等の中には、金融商品販売業務が事業の主力でなく、その取扱いが相対的に小さい事業者も存在しており、ウェブサイトを持っていたとしても金融商品販売に関する情報が掲載されない場合もあるところ、小規模事業者等に対しても一律に自社ウェブサイトでの掲載を義務付けることにより、不相当な負担を課すこととなり得ることから、採択しないこととした。

＜その他非規制手段の検討状況＞

- ☐ 非規制手段を全く導入しておらず、今回初めて検討した
- ☒ 非規制手段を全く導入しておらず、今回も検討しなかった
- ☐ 非規制手段を既に導入しているが、別途の非規制手段も検討した
- ☐ 非規制手段を既に導入しているため、検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由、既に導入済みの非規制手段の内容）

- ・ 本規制は、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づきアナログ規制の見直しを行うものであり、非規制手段は採択しないこととした。

3 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

- ・ 現行の規制は、金融商品販売業者等がインターネットにより金融商品販売業務を行わない場合、本店又は主たる事務所等といった特定の場所に国民等が赴くことを前提とするものであり、本規制により、これらの情報についてインターネットでの公表の義務を課されることにより、特定の場所に国民等が赴く必要がなくなる。

4 負担の把握

【新設・拡充】

＜遵守費用＞

- ・ 今般、インターネット上での公表義務を加えることにより、インターネットにより金融商品販売業務を行わない金融商品販売業者等は、勧誘方針に関する情報を自社ウェブサイト上で掲載するための費用等が必要になる。

なお、小規模事業者等に対しては、インターネット公表義務を適用させないこととしている。

- ※ 金融商品販売業者等は金融商品の販売等を業として行う者をいい、多様な業種が含まれる。この全数を把握し、かつ、適用除外となる小規模事業者等の事業者数等をも把握の上、本規制の対象となる事業者数を推計することは困難であり、金銭価値による定量化を行うことはできない。

＜行政費用＞

- ・ 金融庁が金融商品販売業者等に規制の内容を周知・広報を行う必要が生じると想定される。周知・広報に当たっては、業界団体を通じて行うこと等により、周知が可能なため、特段行政費用は発生しない。

<その他の負担>

—

5 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

☐意見聴取した ☒意見聴取しなかった

(意見聴取しなかった理由)

- ・ ①金融商品販売業者等には多様な業種が含まれており、規制の対象者が非常に広範であること、②別途パブリックコメントを実施していることなどから、意見聴取は行わないこととした。

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

—

<関連する会合の名称、開催日>

—

<関連する会合の議事録の公表>

—

6 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

- ・ 本規制については、施行から5年以内に事後評価を実施することを想定している。
- ・ 本件見直しにより拡充された規制に係る対応状況等について、総合的に判断して、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握していく。